平成２６年（フ）第１００２６号
東京都葛飾区細田３丁目29―13―306　風岡方
債務者　ンゲッツァモモ亜樹
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６４号
沖縄県中頭郡中城村字津覇151番地
債務者　呉屋　　弘
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１００１９号
東京都荒川区荒川４丁目45―７
債務者　田中　由紀
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００２８号
千葉県千葉市中央区都町１丁目43―２　レオパレスシャンブル参番館209
債務者　向井　　護
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５３６号
横浜市南区井土ケ谷下町215番地１　井土ケ谷東団地１号棟427号室
債務者　坂間　雄一
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５５０号
神奈川県鎌倉市山崎1005番地48　アール大船102号室
債務者　岩澤　勝雄
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５７６号
横浜市都筑区東山田町1680番地　ソレイユ106
債務者　渡邊　和伸
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５８６号
横浜市中区本牧大里町９番23―209号
債務者　市川　　智
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５８７号
横浜市中区本牧大里町９番23―209号
債務者　市川真由美
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６３３号
横浜市保土ケ谷区上菅田町951番地　笹山アパート54棟301号
債務者　田邉　正雄
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６３４号
横浜市保土ケ谷区上菅田町951番地　笹山アパート54棟301号
債務者　田邉　清美（旧姓オディアイシィー・旧姓グレディー）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６９０号
東京都八王子市南大沢５丁目３番地３―504
債務者　遠見　健夫
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７６７号
東京都八王子市上柚木２丁目５番地２プルミエ・ラムール208号
債務者　吉田　輝弘
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２６号
熊本県阿蘇市黒川1287番地６　江藤アパート202号、住民票上の住所熊本県阿蘇市黒川1287番地６
債務者　後藤　春男
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２６年（フ）第２７号
熊本県阿蘇市黒川1287番地６　江藤アパート202号、住民票上の住所熊本県阿蘇市黒川1287番地６
債務者　後藤すま子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２６年（フ）第１５３１号
横浜市旭区中白根２丁目35番51―101号
債務者　小俣　久枝（旧姓神山）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部